第57期　滋賀地方最低賃金審議会

令和８年度第３回滋賀県精密機械器具・電気機械器具製造業最低賃金専門部会

議事録

開催日時	令和８年10月23日（金）午前９時22分～11時58分
開催場所	滋賀労働局　６階共用会議室
出席状況	公益代表委員　出席　３人　（定数３人） 労働者代表委員　出席　３人　（定数３人） 使用者代表委員　出席　３人　（定数３人） 事務局　４人
出席者	公益代表委員　伊藤　慧　堀田直美　松田有加 労働者代表委員　大江彰宏　奥川晃浩　平塚雄二 使用者代表委員　池田　健　小谷俊彦　小西哲也 事務局　青木労働基準部長　大橋賃金室長 岩永賃金室長補佐　遠藤労働基準監督官
主要議題	・滋賀県精密機械器具・電気機械器具製造業最低賃金の改正決定について（金額審議） ・その他
議事録	別紙のとおり

○松田部会長

ただ今から、第３回専門部会を開催いたします。

はじめに、事務局から連絡事項をお願いします。

○大橋室長

事務局から２点申し上げます。

１点目は、本専門部会の公開についてですが、運営規程により、公労使の三者協議の場のみ公開とし、議事録をホームページに公開することを、お知らせいたします。なお、傍聴の申込を受け付けたところ、傍聴を希望される方はいませんでしたので、ご報告いたします。

次に２点目としまして、本日の委員の出席状況ですが、公益代表委員３名、労働者代表委員３名、使用者代表委員３名の計９名のご出席をいただいております。

したがいまして、最低賃金審議会令の規定により、定数の３分の２以上の出席をいただいておりますので､本専門部会が有効に成立をしていることをご報告いたします。以上です。

○松田部会長

では、議題（１）「滋賀県 精密機械器具・電気機械器具製造業 最低賃金の改正決定について」です。

前回の専門部会では合意に至らず、労使各側で、更にお考えいただいたと思いますので、今回も、労使それぞれとの個別協議を行いたいと思います。

前回の専門部会終了の際、今回の個別協議を使用者側から行うことを確認しております。

使用者側は、協議を始めるに当たり、どのくらい時間が必要でしょうか。

○池田委員

15 分いただけるでしょうか。

○松田部会長

それでは、専門部会を一時休会として、公・使の個別協議を９時 40 分から行います。事務局から控室について説明をお願いします。

○大橋室長

本日、待機していただく部屋は、労働者側は４階のテレビ会議室、使用者側は５階の基準部長室を用意しております。それぞれ、職員がご案内いたします。それでは、移動をお願いいたします。

〔労使それぞれに分かれて検討〕

〔個別協議の実施〕

〔専門部会の再開〕

○松田部会長

それでは専門部会を再開します。

これまで、労使各側と個別協議を重ねてまいりました。

その結果、労使ともに合意となりました。皆様の御協力に感謝申し上げます。ありがとうございました。

これにより、滋賀県精密機械器具・電気機械器具製造業最低賃金の改正決定については、現行の時間額 1,105 円を 55 円引上げ、改正後の金額を 1,160 円ということで、効力発生日については、第５回本審が 10 月 30 日ですので、法定どおりの 12 月 31

日となります。

では改めて、以上の内容で賛成という方は、挙手をお願いします。

〔委員挙手〕

全会一致を確認しました。それでは、10 月 30 日の本審で報告いたします。ありがとうございました。

それでは、事務局は、専門部会報告書（案）の作成をお願いします。作成時間はどのくらい必要でしょうか。

○大橋室長

５分ほどいただけますでしょうか。

○松田部会長

それでは休会とします。

〔専門部会報告書（案）配布〕

それでは再開します。

事務局は、報告書（案）を朗読してください。

○岩永補佐

それでは専門部会報告書（案）を朗読いたします。

なお、朗読に際し、業種は略称、専門部会委員のお名前は省略させていただき、別紙につきましては､最低賃金額及び効力発生の日のみの読み上げとさせていただきます。

滋賀地方最低賃金審議会　会長　木下康代殿

滋賀県精密機械器具・電気機械器具製造業最低賃金専門部会　部会長　松田有加

滋賀県精密機械器具・電気機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和８年８月 25 日、滋賀地方最低賃金審議会において付託された滋賀県精密機械器具・電気機械器具製造業最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので報告する。

最低賃金額　１時間 1,160 円

効力発生の日　法定どおり

以上でございます。

○松田部会長

ただ今の報告書（案）について、ご意見等ございませんか。

〔意見等なし〕

ないようですので、本案により滋賀地方最低賃金審議会に報告いたしますので、(案)を取って、日付欄に本日の日付を入れてください。

事務局から、今後の日程について説明をお願いします。

○大橋室長

今後は、本日の専門部会報告を 10 月 30 日の本審にて報告し、審議・採決の上、答申いただく予定です。

答申後、11 月 16 日まで異議申出を受け付け、異議申出がなければ、12 月 1 日に官報公示を行い、12 月 31 日から改正後の最低賃金が発効する予定です。

なお、異議申出があった場合は、11 月 17 日に審議会を開催してご審議いただく予定にしております。以上です。

○松田部会長

最後に、議題（２）「その他」として、皆様から何かございますか。

〔意見等なし〕

ないようですので、事務局から連絡事項をお願いします。

○大橋室長

第５回本審を、10 月 30 日(金)、午前 10 時 00 分からこの会場で開催いたしますので、本審委員の方はご出席、よろしくお願いします。

最後に、労働基準部長 青木から、ご挨拶させていただきます。

○青木部長

本日は長時間にわたり、お疲れさまでございました。

第３回目の専門部会で全会一致という形で､改正額の決定をいただきましたことに、改めて敬意を表したいと思います。ありがとうございました。

今後ですけれども、10 月 30 日の本審で答申をいただきましてから、12 月 31 日の法定どおりの発効に向けて事務処理を進めてまいりますとともに、改正後の金額と発効日について、関係するすべての事業主と労働者の方々への周知と履行確保が図られますよう万全を尽くして参りたいと思います。今後ともご協力のほどよろしくお願い申し上げます。簡単ではございますが、お礼の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○松田部会長

委員の皆様には、部会運営にご協力いただきましたことに感謝申し上げます。それでは、第３回専門部会を終了いたします。お疲れ様でした。